

平成 25 年 3 月 22 日
改正 令和 5 年 2 月 2 日

福島大学において行う研究倫理審査を要しないヒトを対象とする
実験及び調査研究に関する申し合わせ

研究倫理委員会

福島大学研究倫理規程（以下、「規程」とする。）第 4 条第二号にもとづき、研究倫理審査の対象について次のとおり申し合わせる。

福島大学において、臨床研究を除くヒトを対象とする実験及び調査研究（以下、「実験等」とする。）のうち、その実験等の内容が次の 1～6 のいずれかに該当するものは、実験等の対象者（以下、「対象者」とする。）の人権保護に欠けるおそれが低いことから、実験等を行う者の責任で行い、規程第 11 条による研究倫理審査申請書の提出を不要とする。

1. 本委員会で承認された実験等により取得された情報を、当初の承認を得た研究目的の範囲内で、個人及び個人に関連する情報を特定されない状態として二次的に利用する実験等。
2. 既に取得された情報（研究者が他機関で取得した情報も含む。その情報が研究によるものである場合は、その研究が他機関による倫理審査済のものであること。その情報が研究目的以外である場合には、その情報を研究に用いることについて対象者から了解を得ているものであること）であって、匿名加工情報となった情報を適切な手続きを経て譲渡を受け、二次的に利用する実験等。
3. 既に公開された情報を利用する実験等。
4. 結果が単独で公表されることのない本格的な研究開始前の予備的実験等であり、明確な反証検証を行わない、対象者が研究グループのメンバーであるなど、リスクが軽微な実験等であり、対象者のリスクや威圧、個人情報保護等に適切に配慮した実験等。
5. 細胞バンクや組織バンクなどから提供され、その取得において適切な手続きがとられ、個人及び個人に属する情報を特定されない状態となった試料を用いる実験等。
6. 次の全ての条件の満たした実験等
 - (1) 手続きや手法により、対象者の保護に適切に配慮していること。
 - (2) 無記名調査等で個人情報を取り扱わないこと。
 - (3) 情報の取得を、調査会社等の研究と直接関係のない他の機関や会社等に依頼していないこと。
 - (4) 実験等の結果あるいは対象者保護について、第三者が危惧を抱く経済的利益関係が存在しないこと。
 - (5) 映像や音声のデータを収集する場合、個人や団体が特定されないこと。
 - (6) 障がい者やその家族、不登校児童生徒やその家族など、社会的弱者になりやすい特徴を有し配慮を必要とする集団を対象としないこと。
 - (7) 対象者に精神的ストレスを与える手法をとらないこと。
 - (8) 虚偽の研究目的を対象者に説明し情報の取得を行わないこと。